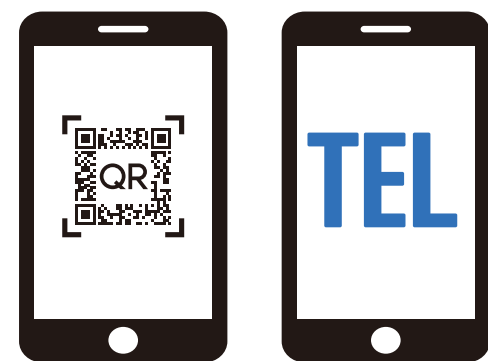


令和八年7月から

資源ごみ等の 持ち去りは 禁止 です



持ち去り行為禁止対象物

缶・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装・
 小型金属・粗大ごみ（不燃小物類含む）
 （※市が回収するものに限りま）

情報提供をお願いします

持ち去り行為を発見した場合は直接
 声をかけずに情報提供をお願いします

情報提供方法

提供いただきたい情報

- ・持ち去り行為に関する情報
 （日時・場所・持ち去られたもの等）
- ・持ち去り行為者の情報
 （服装・年齢・交通手段等）

情報提供先

／ 次回の収集日等、パトロールする際の参考とさせていただきます。／

① インターネットで提供する

市HPにて
 「堺市電子申請システム」で
 検索するか、
 右の二次元コードから
 ご連絡ください。

※登録不要



② 電話で提供する

堺市家庭ごみ受付センターへ
 ご連絡ください。

固定電話から

携帯・IP電話から

0120-00-8400 06-6485-5048

《受付時間》 月～金曜日：午前9時～午後5時
 土 曜 日：午前9時～午後1時 ※祝祭日も受付、日曜日・年末年始は休み

譲渡しについて

条例では、古紙や古布、市の分別品目である資源（缶などの金属類やびん）を自らの意思で第三者へ譲り渡す行為は禁止されません。ただし、次の点にご注意をお願いします。

- 譲渡は、第三者にも分かるように、市の収集日や時間とは異なる時に譲渡してください。市の収集日時と同じ時に譲り渡す場合は、市以外の者へ渡す意思を貼り紙で掲示するなどしてください。
- 譲渡は、ごみを排出する方の意思によるものです。マンションなどの集合住宅の場合、管理人の意思だけでなく入居者ともよく話し合い、譲渡しにおけるルールを決めてください。
- 譲渡された資源を路上や公園で集積や積替えを行うことは、道路等の不法占有や騒音、悪臭の発生など近隣にお住まいの方に迷惑がかかるため、行わないでください。
- 市の分別品目のうち、缶などの金属類やびん以外は廃棄物処理業の許可を要するため、従前から譲り渡すことが禁止されています。
 （本市では、家庭から排出される一般廃棄物処理業の許可は行っていない。）

その他詳しくはこちらの二次元コードから→

